

令和7年第5回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招集年月日	令和7年9月10日					
招集の場所	平群町議会議場					
開会（開議）	9月10日午前9時0分宣告（第2日）					
出席議員	1番 関 順子 2番 須 藤 啓二 3番 岩崎 真滋 4番 長 良俊一 5番 山本 隆史 6番 稲月 敏子 8番 山口 昌亮 9番 井戸 太郎 10番 山田 仁樹 11番 森田 勝 12番 馬本 隆夫					
欠席議員	7番 植田 いづみ					
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 西脇 洋貴 副町長 植田 充彦 教育長 上田 薫 理事 寺口 浩代 総務部長 山崎 孔史 住民福祉部長 松本 光弘 事業部長 西岡 勝三 教育部長 川西 貴通 まち未来推進課長 岡田 康裕 総務防災課長 福井 伸幸 健康保険課長 東川 美和 福祉課長 浅井 実千代 観光産業課長 竹吉 一人 都市建設課長 松本 浩至 教育委員会総務課長 酒井 智志 総務防災課参事 大須賀 芳雄 健康保険課参事 西岡 亨					
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 浅井 利育 主幹 高橋 恭世 主事 川原 千幸					
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。					

令和 7 年 第 5 回 (9 月)

平群町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 7 年 9 月 10 日 (水)

午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言順序	議席番号	氏名	質問要旨
1	1番	関 順子	1 町民の運動習慣と健康増進について 2 菊美台野鳥公園前の横断歩道の対策について
2	3番	岩崎 真滋	1 热中症対策について 2 8050問題について 3 町の観光振興について
3	9番	井戸 太郎	1 新庁舎屋上を活用した空飛ぶクルマ離着陸場設置構想について 2 小中学生へ配布の i Pad の家庭での利用に関する制限について
4	8番	山口 昌亮	1 実効ある定住促進施策の推進を 2 会計年度任用職員に正規職員と同様の人事院勧告適用を
5	4番	長良 俊一	1 部活動改革について 2 多様化する子どもを受け入れる学校施設について 3 学校防犯対策について 4 これからの中づくりについて

再開（午前 9時00分）

○議長

皆さん、おはようございます。

植田議員より、体調不良のため本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和7年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は10名の議員から提出されております。本日は発言番号1番から5番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず、発言番号1番、議席番号1番、関議員の質問を許可いたします。関議員。

○1番

皆様、おはようございます。議席番号1番、発言番号1番、関順子でございます。トップバッターで大変光栄でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいま議長の許可を得ましたので、大きく2項目質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず1項目めは、町民の運動習慣と健康増進についてでございます。

先日、プリズムへぐりにて開催されました後期高齢者のための元気な身体づくり講座を見学させていただきました。

まず健康測定では、脚の筋力、バランス、骨密度測定のいずれかを選択、保健師による健診結果の見方、管理栄養士による栄養ミニ講座、ボランティアによるオーラルケア、最後に健康運動指導士による健康体操の講習会と、大盛りだくさんの内容で、運動不足の私自身もとても勉強になり、栄養と運動の大切さを学ばせていただきました。ありがとうございました。約3時間、御参加された皆様も熱心にお話を聞かれ、取り組まれておられるお姿を目の当たりにして、大変感動いたしました。

参加者のある方は、日頃からプリズムへぐりの体操教室に通われていて、猛暑の中、欠席する日もありますが、それでも続けることが大事です。通うこと

で、結果、体力アップになっていますとおっしゃっていました。また、お友達がでておしゃべりも弾みますし、全部無料なのがすばらしいともおっしゃっていました。中でも健康運動指導士の考案された体操は大変理にかなっているもので、併せてネーミングもすばらしく、すぐに実施することができて、私も大変魅力を感じました。

私自身、今まで本町にこんなすばらしい取組があることを知らず、大変カルチャーショックを受けました。もっともっと町民の皆様へ知っていただきたいと強く思いました。

プリズムヘグリで実施している健康づくりのための運動教室は種類もたくさんあり、少し紹介しますと、スマイル8エクササイズは生活習慣病予防、元気アップロコモーションエクササイズはフレイル予防、ウォーキング教室は日常の運動習慣、ノルディックウォーキングは日常の運動習慣、ロコトレヘグリはロコモティブシンドローム予防、トレーニングセミナーは運動の基礎知識を学ぶ、筋プリ10エクササイズは時間を活用した自主的運動、また、健診後の方向けにはパーソナルトレーニングもあります。そのほか、新しいスポーツ、ボッチャやモルックなどの軽スポーツ体験会や、地域に出向いて集会所や長寿会、自治会などへの出前健康教育にも力を入れておられます。

講義の中で、運動の話は年1回でも聞いてほしい。また、自分に合った運動を見つけることが大事、続けることが大事、今は残暑が続いているので外での運動は厳しいですが、自宅にいながらにしてできる運動をするなど、少しでもやれることからやってみることが大切だとおっしゃっていました。そこで、三つお尋ねをいたします。

一つ目、本町の高齢化がますます進む中、いろいろな取組をしていただき、感謝申し上げます。町民が元気で長生きするための運動習慣と健康増進について、本町としてどのようにお考えでしょうか。

二つ目、このような取組は町民の皆様にはまだ周知されていないと思います。9月の広報にも掲載されていましたが、小さい字のためになかなか目に届かないように感じます。そこで、PRの意味においても大きいポスターを作成されて、公共施設に貼り出されはどうでしょうか。

三つ目、プリズムヘグリに来れない方のためにも、また、生活習慣病予防のためにも、これらの体操を広報にQRコードなどにして、町民さんがすぐに見て実施ができるようにしてはどうでしょうか。

どうぞよろしくお願ひいたします。

大きく2項目めでございます。菊美台野鳥公園前の横断歩道の対策について。平群町から生駒市につながる野鳥公園前の南北の道路は、以前から大変見通

しが悪く、平成15年、22年前には死亡事故も発生したとお聞きをしております。交通事故以降に横断歩道が設置をされたそうですが、それでも今も横断歩道は渡らずに、横断歩道のない場所を歩行される方々が大変多く、危険であると地域住民より御相談を受けました。

私もこの御相談を受けてから何度もこの道路を車で走行してみましたが、昼間でも交差点に差しかからないと横断歩道の存在が分からず、生駒側から走行する際、道路手前には横断歩道ありの標識があるのにもかかわらず、その標識は全く気がつきにくく分かりにくいため、夜間は特に見えません。本当に危険な横断歩道だと認識をいたしました。

また、横断歩道の先には、近鉄東山駅に徒歩で行ける住民さんだけが通れる道があるため、その箇所を横切る方々が多いようです。早急に対策が必要と考えます。

そこで、お尋ねをいたします。本町としまして、このような危険な横断歩道の状況をどのようにお考えでしょうか。

以上、2項目につきまして、端的明快な御答弁をどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、議員御質問の1項目めにつきまして順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の運動習慣と健康増進についての考え方ございます。

まずは、住民の皆さんに健康づくりに対する興味、関心を持っていただくこと、また、その知識を広く習得していただく取組が重要であると考えております。そこで、議員御紹介いただいております各種運動教室などの周知を積極的に行い、また、継続的に取り組んでいくことが効果的であると考えております。

あわせて、本年3月に策定をいたしました第3期健康へぐり21計画の健康寿命を延伸することを目指すという目標を軸といたしまして、引き続き、各種健診や各種推進委員の活動支援も行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目のポスターによる健康づくり、特に運動教室に係るPRについての御提案でございますが、これまでにも町の広報紙等で特集を組むなど、関連記事を掲載し、周知、啓発に注力してまいりました。また、特に先般議員が見学されました元気な身体づくり講座につきましては、特定健診等を受診された方が対象となっておりまして、これらの方全員に対して、診断結果と併せて、この講座に対する案内文書を同封し周知に努めるなど、効果的な周知方法を模

素をいたしまして、参加を呼びかけてまいったところでございます。

さらには、教室に参加された方々からの口コミなどによる効果によりまして、多くの方々に御参加を頂き、現在盛況で高評価を頂戴しているところでございます。御提案頂きました手法につきましても今後視野に入れながら、さらなる周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目のQRコードでございます。現在、町ホームページ上に生活習慣病予防を目的とした運動、スマイルエイトのユーチューブ動画をリンクしておりますけれども、議員御提案のQRコードを活用するなど、より分かりやすい広報活動に今後も努めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、議員御提案を参考にさせていただきまして、住民の生涯を通じた健康づくりの増進に寄与する取組を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

関議員。

○1番

大変前向きな御答弁いただきまして、ありがとうございました。第3期健康へぐり21計画にのっとっていただきて、これからも町民の皆様のためにも健康推進をどうぞよろしくお願い申し上げます。また、PRポスターと体操動画のQRコードにおきましても、早急に御発信をどうぞよろしくお願ひいたします。

そこで、西脇町長にお尋ねをいたします。日頃より町民の健康推進にもいつも考えていただきまして、本当にありがとうございます。町長御自身の御健康管理にも大変御努力をされておられる御様子で、私も本当にすばらしいといつも尊敬をいたしております。

改めてお尋ねをいたしますが、町民の運動習慣と健康増進についてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長

西脇町長。

○町長

それでは、関議員の町民の運動習慣と健康増進についてお答えをさせていただきます。

町民の運動習慣の定着と健康増進は、急速に進む高齢化社会において、全ての世代が健康で自立した生活を長く送るための基盤づくりとして、極めて重要であると認識をしております。健康で長生きできる社会を実現するには、日常

生活の中で無理なく運動を習慣化できる環境を整え、介護予防、生活習慣病予防を一体的に進めることができます。高齢者の健康づくりと社会参加を促進してまいります。

また、高齢者の多様性に配慮した通いの場や個別支援の強化、介護予防の増進、そして地域の見守り、支え合いの仕組みづくりを進めてまいります。高齢者が無理なく参加できるプログラム設計と同世代間の支え合いを促進するコミュニティづくりを推進してまいります。これらを踏まえ、本町では、地域の実情に即した身近な運動づくりと地域連携によります持続可能な仕組みづくりを展開してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

関議員。

○1 番

町長、御答弁ありがとうございました。私、先日、敬老会にも参加をさせていただきました。そこでもですね、ユーモアたっぷりの、今、町長がおっしゃっていただいたような、高齢者が無理なく参加できるような健康体操をしてくださっていました。中でも頭と体とお口を使った健康体操、パタカラ欲張り満腹体操というのがありましたけども、大変盛り上がって、参加者の皆様は笑顔満開で、一生懸命取り組んでおられるお姿は本当にほほ笑ましい限りでした。

ねりま病院の酒向ドクターという方の著書の『筋肉革命95』という本の中に、これから時代は健康寿命を延ばすために筋肉を鍛えることが大事ですとありました。人間の体は、50歳を過ぎると毎年1%ずつ筋肉が減少するそうです。放っておけば、骨粗鬆症や関節の変形を発症することにもなるそうでございます。逆に、筋肉を鍛えている人は骨も衰えにくくて、病気やけがの回復も早いそうです。筋肉を鍛えることで、がんや認知症の予防につながるとされており、まさに心身の健康を支える土台であるとありました。

町長がお示しされましたように、これからは地域の実情に即した身近な運動づくりと地域連携による持続可能な仕組みづくりをさらに展開していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。この取組自体、町外から移住を促進する本町のまちおこし、本町のPRにもつながると思います。また、本町の医療費の削減にもつながることだと思います。これからも町民の皆様がお元気に長生きできますように、お取組をどうぞよろしくお願い申し上げます。

一つ目はこれで結構でございます。大変ありがとうございました。

○議 長

事業部長。

○事業部長

それでは、2項目めの菊美台野鳥公園前の横断歩道の対策についての御質問にお答えいたします。

野鳥公園前の横断歩道については、過去に死亡事故を受け、横断防止のガードパイプの設置や交差点の照明施設の増設など、安全対策と併せ、新規に横断歩道が設置された経緯がございます。

また、この道路については、町道の中でも国道168号線バイパスと生駒市をつなぐ交通量の多い主要幹線道路となっており、議員御指摘のように、生駒市側から走行すると、道路の起伏等により横断歩道に接近しないと確認ができず、視認性が悪い状況となっています。つきましては、安全対策として、横断歩道の予告看板の設置等について検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議 長

関議員。

○1 番

大変前向きな御答弁を頂きまして、ありがとうございました。

安全対策として、横断歩道の予告看板について御検討をしていただけるということ、本当にありがとうございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ではね、少しお尋ねをいたしますが、近隣住民の皆様からも大変不安だとのお声を頂いております。できるだけ速やかにお願いしたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議 長

事業部長。

○事業部長

いつまでに検討するのかというような御質問です。交通安全の対策になりますので、今年度の早い段階で、どのような対策がよいのか、また、どういうような対策が効果的なのか、その辺を踏まえまして、設置の方向で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

関議員。

○1 番

今年度ということで、年内にできましたらよろしくお願ひいたします。大変ありがとうございます。

過去に死亡事故も発生しました本当に危険な怖い道路であると思います。この質問には上げておりませんけれども、住民さんからはですね、黄色い旗、交通横断旗の設置もしてほしいというお声が出ております。また併せて御検討をよろしくお願ひいたします。

一日も早く様々に御検討を頂きまして、改善をしていただきたいと思います。二度と交通事故のない道路に、住民の皆様の命を守るためにも早急に御対応をしていただきますように、住民さんが安心安全に横断歩道を渡って生活が送れますように、どうぞ御尽力をよろしくお願い申し上げます。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

それでは、関議員の一般質問をこれで終わります。

9時35分まで休憩いたします。

(ブー)

休憩 (午前 9時18分)

再開 (午前 9時35分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号2番、議席番号3番、岩崎議員の質問を許可いたします。岩崎議員。

○3番

議席番号3番、発言番号2番、岩崎真滋でございます。それでは、議長の許可を得ましたので、先般通告いたしました3項目について質問させていただきます。

1項目め、熱中症対策について。

今年の6月、7月の平均気温は過去最高でした。6月から労働安全衛生法の改正省令により、職場の熱中症対策が義務化されました。災害時や屋外屋内問わず、現場作業での熱中症予防のための備えは必要と考えます。ファンつき作業着やベストの内部に水を入れ、服が濡れることなく気化熱の原理で適温を保つなど、様々な冷却グッズがあると新聞報道にありました。

個人で対処することも大切ですが、熱中症リスクが高まる条件や対処法などの啓発と併せて、環境づくりと理解を深めることも大切と考えます。町行政の

今後の対策など、お考えをお聞かせください。

2項目め、8050問題について。

8050問題は、80代の親が引き籠もっている50代の子どもの生活を支えている社会問題です。ひきこもりが長期化し、親も高齢化することで、経済的、社会的に困難な状況に置かれ、親子ともに孤立し、生活が行き詰まることが懸念されます。

これまでも様々な関係機関、団体、地域住民と連携して平群町は取り組まれてきましたが、問題の長期化により、親子双方の高齢化が進んだ状態、9060問題へと移行していることが指摘されています。町行政の今後の対策など、お考えをお聞かせください。

3項目め、町の観光振興について。

観光振興に力を入れることで、経済効果においては、観光客の増加、宿泊、飲食、交通、土産物など消費を促し、地域経済を活性化させます。そして、観光関連産業の発展は、新たな雇用を生み出します。また、観光客の増加は地域住民の誇りや活力を高め、地域全体の活性化につながります。文化・伝統の承継においては、観光客に地域の文化や伝統に触れてもらうことで、その価値を再認識し、承継していくことができます。

今後の取組としましては、信貴生駒山系や矢田山の自然や歴史、文化を生かした体験型観光の推進や、地域住民との交流を深める観光を推進し、また、ＩＣＴを活用した情報発信やサービス提供を行い、持続可能な観光モデルの構築が必要と考えます。

平群町がこれらの課題を克服し、観光振興を成功させるためには、地域住民、事業者、行政が一体となって取り組むことが重要と考えます。そこで、次の2点について、町行政のお考えをお聞かせください。

情報発信・連携の強化について。

2点目、受入れ体制の整備について。

以上でございます。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、1項目め、熱中症対策についてお答えいたします。

本町において、職場の労働安全を守る観点から、毎月1日に安全衛生委員会を開催し、労使より各職場、所属における職務環境の安全確認や衛生管理、職員のメンタルヘルス対策の取組を実施しています。

議員お尋ねの熱中症対策については、6月の法改正に沿って、全ての職場に

おいて、基本的な熱中症予防対策として、職場のW B G T 値の確認や職員のチェックシートを用いた健康状態の確認など、熱中症の初期症状を早期に把握し、重篤化に陥ることがないよう適切に対応しているところです。

また、現場作業職場、特に高温多湿環境下での作業が常態的にある職場などについては、空調服の貸与や、事前に経口補水液、タブレット等を配付し、作業時における注意を喚起しております。

今後も安全衛生委員会において効果的な取組を協議し、推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

岩崎議員。

○ 3 番

答弁ありがとうございます。既にしっかりと体制を取られているんだなというふうに感じました。

再質問一つ、1点だけ、屋外での現場作業ということで、分かる範囲で結構ですので、5月から10月ぐらいまでは大変暑くなってきてます。屋外でも、草刈りなどの現場作業の日数がどれぐらいなのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

すみません、大体、正確な数値というのはあれなんですけれども、その現場作業において、毎日続くときもあれば、隔日で続くときがあると。そういう中でも、この熱中症対策については、空調服を着用しましても、高温期における作業時間短縮や分散、代替作業など、推進等を行いまして、対応を行って、職員の安全を引き続き確保できるよう取り組んでいくところでございます。

以上でございます。

○議 長

岩崎議員。

○ 3 番

現場作業は毎日ということで、減らすという意味ではないんですけども、例えば草刈り作業なんか、できるだけ絞って、日数、少しもし減らせるんであれば、この異常な暑さの中ですので、その辺、現場の時間の、何て言いますかね、ポイントを押さえて、時間を減らすとか、休憩を多めに取るとかというふうに、

職員一人一人の健康状態を見ていただきて、進めていただきたいなというふうに思います。

この質問はこれで結構でございます。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、議員御質問の2項目めについてお答えをさせていただきます。

80代の年老いた親が、様々な理由でひきこもり期間が長期化した50代の子の生活を支えていることで、経済的、精神的に強い負担を負う8050問題は、2010年頃から社会問題となっており、親の高齢化に伴いまして、9060問題へと移行していることは認識をしております。

また、外からは見えない家庭内で起こる問題でありまして、当事者や親族等からの相談がなければ表面化せず、支援につながりにくいことが課題となっております。

対策といったしましては、まずは地域生活の中で身近な存在である民生児童委員をはじめ、社会福祉協議会のコミュニティーソーシャルワーカーや地域包括支援センターなど、多職種がアウトリーチによって孤立している家庭や個人の早期発見に努め、速やかな行政との情報共有が必須であると考えております。その上で、多職種連携の下、チームとして包括的な相談及び支援体制を構築し、個々に応じた必要な公的支援や地域の通いの場など、フォーマル、インフォーマルな支援につなげていくことが重要であると考えております。

今後も問題解決に向け、地域や関係機関等との共通認識を図りまして、連携強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

岩崎議員。

○3 番

答弁ありがとうございます。本当に各種団体、連携されて、地域とも一緒にやって取り組まれているんだなというふうに感じております。

答弁で、やっぱり見えにくいというところが一つ、ポイントなのかなというふうに思います。表面化した後は、チームの連携、たくさん関係機関と連携されて取り組まれてるので、その最初の段階ですね、難しいなというふうには思うんですけども、地域の住民さんのふだんからの声かけなどはもちろん、今までもずっと平群町としても取り組まれてきてると思うんですけども、もう一つ何か、個人情報ということもあって難しいなというふうに私自身も感じている

んですけども、声を上げられない状況にある、表面化しにくい御家庭もやっぱりあるんだなというふうに感じています。その辺はちょっとやっぱり課題なのかなというふうに感じてます。引き続き、問題解決に向けて取り組んでいただきたいなというふうに思います。この質問はこれで結構でございます。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、3項目めの町の観光振興についての御質問にお答えいたします。

本町の観光資源は、聖徳太子ゆかりの信貴山朝護孫子寺や役行者の千光寺、奈良時代の長屋王や吉備内親王などの歴史文化がありますが、特に農産物については本町の基幹産業であり、夏秋期の生産が日本一である小菊をはじめ、バラ、イチゴ、ブドウ等の品質や味覚は市場でも高く評価されていることから、これらの様々な観光資源を生かしながら、観光振興について戦略的に取り組んでいるところでございます。

質問の1点目の情報発信・連携強化については、これまでの情報発信としましては、観光ホームページやSNS、道の駅くまがしステーションなどを中心とした情報発信をしておりましたが、令和3年4月からは、WESTNARA広域観光推進協議会に加盟し、現在、本町を含め、近隣の1市8町により広域的に観光事業を展開しており、エリア内の周遊を促進する様々な企画を計画しております。

昨年度には、QRコードにより加盟団体の観光情報を発信する観光カードの制作や、広域的なシェアサイクルの実証実験を進めており、今年度は平群町と三郷町を巡るガイドツアーや体験プランなどを計画しております。

また、全国各地の観光地が集結する年に一度の旅の祭典、ツーリズムEXP Oへの出展や、近畿の157か所の道の駅に配布される道の駅旅案内等への広告掲載など、市町単位では困難なプロモーションについても、WESTNARAとして取り組むことで、より効果的な情報発信が可能となっています。

2点目の受入れ体制の整備については、ツアーや体験などについて広域で連携を行うことで、各市町の交通、宿泊、飲食、歴史文化、産業の特徴を生かしながら、受入れ体制の充実を進めております。今後におきましても、観光行政として、持続可能な発展性のある観光を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

岩崎議員。

○ 3 番

答弁ありがとうございます。

1点目、情報発信・連携強化について、大変取り組まれてるんだなというふうに感じました。引き続き取り組んでいただきたいなというふうに思います。

2点目につきましても、受入れ体制、1市8町と連携されているということで、平群1町では難しいところ、連携されて、いろんな強み、弱みも含めて、大きく連携をされてるということで、非常にすばらしい取組だなというふうに思います。引き続き取組のほうをお願いしまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

それでは、岩崎議員の一般質問をこれで終わります。

10時ちょうどまで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時50分)

再 開 (午前 10時00分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号3番、議席番号9番、井戸議員の質問を許可いたします。井戸議員。

○ 9 番

発言番号3番、議席番号9番の井戸太郎でございます。10時ですが、おはようございます。では、議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして、大きく二つ質問したいと思います。ぜひともですね、いい答弁と、あと、ゆっくり答弁のほう、よろしくお願ひいたします。

では、大きく1問目行きます。新庁舎屋上を活用した空飛ぶクルマ離着陸場設置構想について。

現在、世界的に空飛ぶクルマ、eVTOOLの実用化が進み、2025年の大阪・関西万博を契機に、関西圏での社会実装も本格化すると予想されています。

本町においても新庁舎は設計前の構想段階にあり、このタイミングで将来の交通インフラを見据えた計画に組み込むことは、地域の発展、防災、観光振興において大きな意義があると考えます。

そこで、新庁舎屋上に空飛ぶクルマの離発着場を設置する構想を提案いたし

ます。この離発着場は、防災拠点としての機能に加え、医療搬送、観光誘致、民間との連携による空飛ぶクルマの離発着、それから、プラスアルファとして、子どもたちへの科学技術教育の場として活用できます。

空域、立地条件について簡単に説明しますと、新庁舎予定地、近鉄平群駅付近ですが、生駒山脈を挟んで八尾空港の管制空域外に位置しています。管制空域内は航空機の集まるところであり、危険度が高いです。建設予定地の場合、空域干渉の可能性は低く、大阪航空局との事前協議で運用可能と見込まれます。さらに平地で駅近という立地は、利便性、安全性の面で優れています。

導入コストに関してですが、離着陸ポートの建設費、約1,500万円から3,000万円、誘導灯や航法補助等約300万円、合計2,000万円から3,500万円、場合によっては四、五千万円になる可能性もあります。

かかるコストは以上ですけども、これについての財源ですね、平群町にとって財源は特に大切となりますので、ちょっと説明させていただきます。経済産業省の地域脱炭素・次世代モビリティ関連交付金、これは総事業費2億円まで半分ですね、2分の1の補助があります。これは補助金です。奈良県の次世代交通インフラ整備補助、これも補助金です。国交省の防災拠点整備交付金、これは交付金ですね、後から返ってくるものです。公民連携ということで、あちこちそういう基金を積んでいろいろやってるんですけども、例えばトヨタですと、総事業費2億円レベルで全額出しますよと。採択されればほぼただですね。これについては、もう大阪府とかは独自にやってるようで、大阪府も物すごい補助を与えるようです。実際にそれを、トヨタの基金を活用して、町全体でいろいろな環境、産業をつくったという事例もいろいろあります。あとは、どうしてもお金のない場合は企業ネーミングライツ、これは最終的な手段とは私としては思いますけども、今はやりの、そうですね、近所の企業に名前をつけてお金を生むという、今はやりのものでございます。

新庁舎の構想は、50年後の平群町をデザインする貴重なチャンスです。單なる建物ではなく、未来の交通と交流の象徴として、シンボルとして、また設計することで、町のブランド力と実用性を大きく向上できます。空飛ぶクルマはただの未来の話ではなく、既に社会実装の入り口にあります。これに関しては、もうアメリカでありますとかハンガリー、東欧ですね、そういう規制の緩いところではもう普通に飛んでいます。中国では、もう空飛ぶタクシーが普通に飛んでおります。残念なところは、日本はちょっと技術的に遅れてると。あと航空法、道路交通法が物すごく堅い、きつい、保守的な部分があるので、やはり数年がかかるのではないかとは考えております。

今こそ平群町が先進的な自治体として、大きな一步を踏み出すべきときと考

えます。また、早期の導入で先行者利益の獲得も可能と考えます。ぜひとも新庁舎を空の玄関口になるよう、検討のほうをよろしくお願ひいたします。

大きく二つ目、小中学生へ配布の i Pad の家庭での利用に関する制限について。

近年、小中学生のスマートフォンやタブレットの使用時間が長時間化しており、生活リズムや学習習慣への悪影響が懸念されています。実際の国の調査とかによりますと、やはり学力が落ちてると。近視ですね、やっぱり近視が増えているという調査が明らかになってきました。生活リズムや学習環境への悪影響が懸念されています。特に夏休みはひどかったと聞いております。

特に本町においても、学校から配布されている学習用タブレットについて、家庭で子どもが親の言うことを聞かずタブレットばかり見てしまい、管理できないといった保護者から多くの苦情が寄せられております。子どもたちの健康の育成の観点から、一定のルールや仕組みを整備する必要があると考えます。そこで、小さく 4 項目質問いたします。

1 番目、町教育委員会として、児童・生徒が家庭で長時間利用している現状をどのように把握していますか。他の市町村で、ひどいところによりますと、1 日 1 3 時間、1 0 時間から 1 3 時間使ってる中学生もいると聞いております。ある愛知県の自治体でも、それに基づいて住民の声を拾って条例化すると、今議会ですね、2 時間までにしようという、罰則ないですけども、そういうものも賛否両論ありますが、されております。

小さく 2 番目、利用制限の仕組みの導入について、端末に標準搭載されているペアレンタルコントロールや利用時間制限の機能を活用し、夜間や一定時間以上の使用を制限する仕組みを導入する考えはありますか、どうでしょうか。必要だと考えます。市町村によっては、端末ではなく、別の教師、学校しか持っていないソフトによって制御ができるというのも聞いております。

小さい 3 番目、家庭と学校の協力体制として、家庭任せにするのではなく、学校と保護者が共通のルールを持ち、児童・生徒に強く伝えることで効果を高められると考えますが、そのような取組を進める考えはあるでしょうか。実際、家庭というよりも、子ども、児童・生徒に関しては、やっぱり学校の言うことというのはすごい権威がまだありますといいますか、親の言うことよりも学校の言うことなら聞くという側面もございます。ですから、家庭と学校の協力によってルールをつくることで、どんどん進化していくので、進化というか、現状の問題を解決していくのではないかと思っております。

小さく 4 点目、情報モラル教育の強化として、単なる規制だけではなく、正しい情報機器の使い方を学ぶ機会を設ける必要があります。町として、今後ど

のように取り組むお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

一般質問は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、1項目めにお答えします。

現庁舎が昭和34年に建設され、60年余り経過した今も役場庁舎として活用されているように、計画を進めています新庁舎も30年、50年と長く使われる庁舎にしていかなければなりません。議員が提案される構想もそれほど遠くない未来には実用化され、一般に普及活用される時代が来るものと思われます。

2025年開催の大阪・関西万博では、空飛ぶクルマの社会実装に向けた取組の一つとして、デモ飛行が行われています。まさにこのような未来の平群町がどのような町になっていくのか、していかなければならぬのかの議論は重要であると考えます。

新庁舎建設は、未来の町民へのメッセージとなる庁舎を造ることを目指して取組を進めていきたいと思います。御提案ありがとうございました。

以上です。

○議長

井戸議員。

○9番

今の答弁では前向きな検討なのか、ちょっと分かりにくいんですけども、そうですね、質問があるので、それに答えていきますと、平群の今までの、今ね、今まで私もそういうちょっと先のことを考えた一般質問に関しまして、例えばRVパーク、もう平群の状況ならそろってるんでやりましょうかと言ったときにも、平群町としては結局やらなかつた。その1年後にはもう奈良市がやっちゃって、その後、どんどん広がつた。今、コンビニでも、ローソンですか、実験的にRVパークを駐車場にということでやってますけども、やっぱりあのときも、RVパークをあのときすぐ整備していれば先行者利益ですね、平群町にとって、まだRVパークが少なかつたので、そういうRV関係の雑誌、アウトドア関係の雑誌に全部平群の名前が載つてたんですよね。その広告効果を考えると物すごいもつたいなかつたのかなという感じはしております。

過去にも生駒市に、私の一般質問の後に、半年ぐらい、1年後に生駒市にまねされた事象や、いろんなものがございます。どうしても新しいものに関しては、平群というのは先に進めないという今までの歴史があると考えております。

今回の今の答弁でございますと、若干前向きなのかなという、それに比べれば。完全に拒絶されるかなという予想もしてたんでございますけれども、検討の一つにしていただけるということで、こればっかりはすぐにという問題じゃないので難しいと思うんですけれども、答弁として、私の解釈としては、それでいいのかなと感じております。

結局、これに関しましては特にお金がかかるわけないではないので、本当に企業や補助金がたくさん出てます。国がそういう方向に向かってますので、そういう意味では、あえてやらない理由もないのかなと。ほかの議員さんの意見、いろいろありますので、こればっかりを推し進めるというのも難しいと思いますが、実際、そうですね、あえてやらない理由はないのではないかと思います。

また、安全面、近くに住宅地があるということで、こういう御心配もあるとは思うんですけども、庁舎予定地に関しまして、八尾空港の管制空域外で、空の交通ルールにぶつかる可能性が低いということはあります。航空関係で言いますと、一番危ないと言われてる場所が空港の近くなんですね。離発着場の近く。それはみんながそこに集まって、空中上で追突するとか、そういうことはほとんど本当にないんですね、訓練とかは別としまして。その危ない部分をうまいこと山が遮ってくれると。あとは、近い八尾空港なんですけども、大体平群の半分ぐらいのところから八尾空港に入る許可を取ります。クラスがそういうふうになってますので、大体、平群の半分は正直なところ、ちょっと設置には向いてないと。そこからも庁舎建設の部分は外れておりますので、そういう二重の面で大丈夫だなというふうに考えております。

答弁にもありましたように、空飛ぶクルマというのはもう夢物語ではなくですね、万博をきっかけに社会で使われようとしています。日本は遅い。まねするのは時間の問題なので、中国のまねをすれば、正直なところ、1年もかからないと思います。法律が追いつかないで、三、四年、四、五年かかるかなと予想します。ちょうどもうあれですよね、この役場の建設が5年後ぐらい、7年ぐらいかかるにしても、いいタイミングではないのかなと考えております。そういう意味ではやる価値はあるのかなと思っております。今、いろんな考えを延々と述べさせてもらいましたが、もう一度、それを踏まえた上で答弁よろしくお願ひいたします。

○議長

大須賀参事。

○総務防災課参事

御質問ありがとうございます。空飛ぶクルマに関して、非常に夢のあるお話ですね、庁舎の議論する一つのネタとしては非常に、我々、将来の平群

町を考えるに当たって、我々こういう議論を本当したいなという御提案を頂いたというふうに考えております。大変ですね、今現在、例えば、アメリカでは使われてます自動運転車に関して、まだ日本では走ってはございません。アメリカではですね、既にタクシーとして自動運転の車が使われてまして、法の整備もされております。それすらですね、まだ日本で使われてない状況がございます。

議員おっしゃったようにですね、やはり日本の法的整備というのがかなりがんじがらめでして、なかなか進まないというのも現実としてやっぱりございます。そういう意味では、やはり、なかなかこれをですね、はい、やりましょうかということで、二つ返事でお話しするのは難しいかなというふうに考えておりまして、将来の夢を語るという意味では非常にいい御提案だというふうに感じておりますが、なかなか現実問題としては難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

井戸議員。

○9 番

ちょっと答弁の内容が否定的になってしまって、ちょっと最初の答弁とは悲しい感じになってるんですけども、そうですね、シンボルとして、夢物語と私としては思ってます。ただ、導入が大変な部分は重々承知しております。そもそも太陽光パネルを上に設置したら場所もないですし、そういう意味では難しい問題とは思うんですけども、ぜひともこういう先のことを考えた政策ですね、こういうものを踏まえて考えていただきたいなと思っております。ぜひともよろしくお願ひいたします。この件はこれで結構です。

○議 長

教育部長。

○教育部長

それでは、大きな2項目めの小中学生への配布のiPadの家庭での利用に関する制限についてにお答えをさせていただきます。

1点目の長時間利用の把握については、契約業者から送られてくるインターネットの利用状況の分析や通信量の状況を確認し、児童・生徒の長時間利用の把握を行っています。そして、利用状況や通信量の多い児童・生徒には、学校を通じて、利用方法や利用目的等の確認など、適正な観察であるかどうかについて注意する旨の連絡をしております。

2点目の利用制限の仕組みの導入ですが、ペアレンタルコントロールとは、

アプリの利用時間を制限できる機能のことで、保護者自身が設定することとなっています。また、利用することの判断は、御家庭によるものであることから、本町でもその必要性について子どもと十分に話し合い、制限をかけていただこうお願いしています。また、利用時間の制限については、ユーチューブの視聴を午後10時から午前6時の時間帯に限り禁止をしております。

3点目の学校と保護者との共通ルールですが、タブレットは教育用の情報機器であり、子どもたちが未来社会を歩む上で必要不可欠なツールとして機能すべきものです。学校と保護者だけで一方的に制限するのではなく、子どもを中心に自分の使い方を考えさせ、三者で話し合ってルールを決めて守っていくなど、情報を正しく取り扱い、活用させていくための心の在り方について認識させる取組を進めてまいります。

4点目の情報モラル教育の強化では、今までに保護者を対象とする教育委員会主催のタブレットの活用や使い方など勉強会を実施してまいりました。また、学校においても、タブレットだけでなく、スマホなどの使い方や情報モラル等の研修に取り組むなど、その適正化に努めています。

以上でございます。

○議 長

井戸議員。

○ 9 番

答弁ありがとうございます。

小さく1番の長時間利用している現状については把握しているということで、長時間の方には注意してることなんですかとも、何時間ぐらいで注意されてるのかどうかというのが、ひとつお答え願えますか。

二つ目の利用制限の仕組み導入についてなんですけど、正直、ペアレンタルコントロールにしても利用時間制限の機能にしてもですね、まず、そもそもiPadを使ってない、アンドロイドを使ってる人とかからすればですね、ペアレンタルコントロールの仕方が分からぬという部分も聞いております。そう考えると、やっぱり学校からこういうことができますよ、こういうことができますよというのを御家庭の皆さんに説明、ある程度、そういうのを優しく分かるように、どんな方でも分かるように説明する必要があるのかなと考えております。それについての答弁もよろしくお願ひします。

小さく3番目の家庭と学校の協力体制として、子どもたちのいろいろ心の在り方とか言っておられますけども、もちろん児童・生徒の意思も大事なんですが、実際問題、流れやすいというのがあります。どうしても楽なほう、楽しいほう、大人でもそうですよね、朝の通勤ラッシュを見たら、もうほとんど、

昼もそうですけど、みんなスマホを見てますよね。結局どういうことかというと、そんだけ魅力があるということですね。ゲームだったら、もう射幸心をあおるようなものもあります。ですから、正直、家庭の中では、私がいろいろ結構前から、導入当初から聞いてた苦情といいますか、どうしようという相談があったんですけども、私自身もなかなかどうしたものか、特に中学生に関しては、もう親の言うことは聞かない。そして、残念なことに親より詳しいと。iPadに関して親より詳しいんで、正直なところ、さっきの2番に戻りましてもそうですけど、ペアレンタルコントロールをしても本人が解除してしまうという可能性も実は秘めておりまして、つらいところではございますけども、やはり今ではちょっと物足りないのかなと。

確かに小中学校で配られているものに、そうですね、そういうプリントとかに、このように使うようにというようなことは書かれてございます。でもなかなか、ちょっと文だけでは保護者の方々には伝わらないのかなと、実行するのには難しいのかなと私は思います。ですから、やはりもう少し強くですね、児童・生徒自身に投げかけるような、学校のほうからですね、こういうことも大事なんだよということを進める必要があると考えますので、それについて、また、すみません、答弁お願いします。

4番目の情報モラル教育の強化として、単なる規制だけではなく、正しい情報機器の使い方を学ぶ機会を設ける必要があります。答弁でもおっしゃられたように、規制だけではちょっと話にならないのかなと思います。あとですね、私としては、その適正化ということですけれども、もう少し取り組んでほしいと考えております。

そうですね、あとはちょっと、この1、2、3、4に関連してですけれども、実際、平群町が確認して、今のソフトで、上からですね、強制的に利用時間制限をかけるのかどうか。今、僕、初めて知ったんですけど、ユーチューブに関しては10時以降は駄目にしていると聞いたんですけども、実際使ってますから、これもペアレンタルコントロールのそのアプリに関しての時間帯の把握、例えば、ユーチューブ、TikTokのアプリを使えば、そのアプリの時間帯は出てくるんですけども、インターネット上、サファリですよね、サファリから見てしまうと、ユーチューブはサファリ込みになってしまって、結局何を見てるかよく分からない。何のソフトを使ってるか分からないということになるんですね。ですから、インターネットで5時間と出てきたとしても、そのうち何時間ユーチューブを見たのか、TikTokを見たのか、インスタグラムを見たのかというのが正直分からないという、親も把握できないという部分がございます。そういう意味では、学校のほうから、どの程度、監視なり制限を

かけるのかですね、1番に近いんですけども、その小さく4点について答弁よろしくお願ひします。

○議長

教育部長。

○教育部長

最初におっしゃられた何時間ぐらいで規制してなのかということでございますが、これはきっちりと何時間で注意するとかというのはちょっと決まっているわけではないというふうに聞いております。

それから、ペアレンタルコントロールの説明をもう少しきっちりと、保護者の方も分からぬということで、強くすべきじゃないかということでござります。議員もさっきおっしゃられたかなと思うんですけども、タブレットの貸出しをするときにですね、一定、確認事項ということで、そういったコントロールに関することも明記した上で、確認書というのを保護者から頂いてるということなんんですけども、これについてはですね、学校からも強く子どもに話しかける、問い合わせるということで、その辺につきましては、そのようなこともありますね、また申し上げていきたいなというふうに思います。

それから、ユーチュープの規制についてなんんですけども、これにつきましては、全てが全て規制するというのはなかなかどうなのかなというふうなのもございまして、インターネットに関しましては、例えば中学校3年生になりますとですね、高校受験対策など、夜遅くまで勉強するときの勉強のツールであるということもありますので、その辺は少し制限すべきでないということで考えております。これにつきましては、文科省のホームページを見ましても同様のようなことが書いてあるということで、問題発生を恐れて必要以上に制限をかけるということよりも、むしろ使いながら困っていることがあれば解決していくというふうなのが重要だというふうなことも、文科省のほうの国としての考え方として出ております。いろいろ規制をしていかなければいけないんですけども、規制だけじゃなしに、いろいろ保護者が行うこと、また、議員からありました学校や教職員が行うことなど、また、大きな目線で言えばですね、携帯電話会社とか事業者、これがやらんなんことがいろいろございますので、その辺も含めて、最後に申し上げてましたが、研修等をですね、しっかりとよい方向にですね、持っていくように、議員の提案の話も聞きながらですね、対応していきたいなというふうに思います。

○議長

井戸議員。

○ 9 番

全体的にすごい前向きな答弁を頂きまして、ありがとうございます。

本当にね、愛知県のある市町村での規制に関しましても、勉強とかに関しては幾ら使ってもいいですよという、それ以外を規制しましおうねという形なので、それが変なとこだけ抜粋されてインターネット上で燃え上がってるというところもございまして、本当にね、使い方によっては勉強にすごい最適だと思います。だから、規制だけというのは、私ももちろんそうは思っておりませんので、正しい情報機器の使い方ですね、部長の答弁のとおりでございます。必要だなど考えてます。今、実際困ってる方々がおられます。確かに、もう子どもが使いたいから、もう使わしてあげたらいい、10時間でも構わへんという御家庭もございます。ですから、そこはどうするかというところと、子どもたちが言うことを聞いてくれない。もうやめやと言つても、ユーチューブはやめやと言つても見てしまう。隠れても見てしまうというところがございますので、本当にそこについては私も多く聞いておりまして、つらいなと。私自身もそれについての答弁は、当時ですけども、家庭の中で何とか頑張ってくださいとか言えなかつたんですけども、そういう事実、苦情というか悩みが保護者にあるということを心に留めておいていただきたいと思います。ぜひともよろしくお願ひいたします。

私の一般質問はこれで終わります。

○議 長

それでは、井戸議員の一般質問をこれで終わります。

10時50分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時36分)

再 開 (午前10時50分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号4番、議席番号8番、山口議員の質問を許可いたします。山口議員。

○ 8 番

それでは、通告に基づいて、大きく2点について質問いたします。

まず1点目は、実効ある定住促進施策の推進をということで質問させていた

だきます。

少子・高齢化、人口減少の中で、全国各地の自治体は、様々な定住促進に取り組んでいます。本町は、50年以上も前から保育所や学童保育所を設置し、子どもの医療費無料化も早くから実施して、県内でも福祉先進の町と認識され、ベッドタウン開発とも相まって人口が急増しました。現在、福祉先進の町とは言いがたいですが、子育て支援では近隣自治体に劣らず頑張っていると思っています。もちろん、まだまだ拡充すべきだと考えます。定住促進の施策はどうでしょうか。現在は、国の制度を活用した結婚新生活支援交付金だけではないでしょうか。

二つの自治体の施策を紹介します。一つは、来月2日、3日に当議会として視察を予定している大分県の豊後高田市です。定住施策では、「おかえりなさい 豊後高田へ」として、新築・中古物件購入者に最大60万円補助、これは市民も対象です。中古物件をリフォームして住む場合、Uターン世帯には経費の2分の1、上限40万円、高齢者世帯と子育て世帯には経費の20%、上限50万円、3世帯同居世帯には経費の50%、上限75万円を補助します。また、民間賃貸住宅への転入にも、年間家賃の2分の1、上限10万円の補助があります。このほか、単身女性の女子ターン奨励金や子育て世代のいらっしゃい引っ越し応援金、ウェルカム未来の高田っ子応援金、結婚生活応援金、結婚新生活支援補助金、愛ターンお嬢さん奨励金といった補助制度があり、移住希望者に宿泊費無料、交通費の助成もする移住体験会、福岡市、大阪市、東京都で移住相談会も行っています。

もう一つは、隣の三郷町です。若年夫婦世帯、子育て世帯を対象に家賃助成を11年前の平成26年度から実施しています。助成期間は、当初3年間でしたが、現在は1年間、月1万円。昨年度まで11年間で申請が429件、助成したのはこのうち245件とのことです。担当者は、この事業による町税収入や交付税の増加といった町財政への効果は試算はしていないが、移住・定住に一定の効果があったと話しています。

また、三郷町では、家賃助成のその後の取組として、家賃助成を受けた世帯を対象に、家賃助成から3年以内に町内の住宅を取得した世帯に50万円を助成する制度を令和3年度から実施し、今年度までの5年間で13件の実績があります。このほか、三郷町は、定住対策としてではなく、空き家対策として、空き家活用補助金と空き家建替補助金の制度を実施しています。活用補助金は、空き家購入をして5年以上居住することを条件にリフォーム費50万円補助、転入加算10万円、中学生以下の子ども1人につき10万円を加算するというものです。昨年度までの5年間の実績は22件、建替補助金は、空き家を取得、

解体後に住宅を新築する人に100万円補助、転入加算20万円というもので、昨年度までの3年間の実績は20件とのことです。

豊後高田市は、ホームページを開けば「0歳から高校生までぜーんぶ無料」のキャッチコピーが飛び込んでくるぐらい子育て支援でも先進です。定住促進と子育て支援の充実で、昨年までの3年間、転入が1,000人（人口比5%弱）を超えていました。そこでお尋ねします。

1点目、紹介した自治体以外にも定住促進施策の先進事例が数多くあると思いますが、調査研究されているのでしょうか。されているなら、その具体的な説明を求めます。

2点目、豊後高田市の事例については、全部のまねはできるものではありませんが、施策導入の考え方やオンラインを含めた相談会の開催などは参考になるのではないでしょうか。豊後高田市の事例に対する町長の見解を伺います。

3点目、三郷町の事例は平群町でも参考になると考えます。特に空き家のリフォームや建て替えへの補助金制度は、空き家対策と同時に定住促進にも役立つものです。若者世帯への家賃補助とその後の空き家も含めた住宅購入などの施策も実施すべきだと考えますが、町長の見解を伺います。

2点目に、会計年度任用職員に正規職員と同様の人事院勧告の適用をということです。

人事院は8月7日、国家公務員の給与について、平均月額1万5,014円、3.62%、一時金0.05か月引上げの勧告をしました。そこで、本町の職員給与についてお尋ねします。

1、本町は、職員の給与改定については、これまで人事院勧告どおりに実施してきました。本年も正職員については、本年4月に遡って実施されるのでしょうか。

2点目、会計年度任用職員について、本町は昨年、年内には実施せず、翌年4月から適用としました。政府は昨年11月29日、総務副大臣名で「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」を発出。そこには「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与に係る取扱いについて」（令和5年5月2日付け総行給第21号）等を踏まえ、「常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処すること」と明記されています。

これを受けて、全国の6割の自治体が会計年度任用職員についても、月額給、一時金とも4月に遡及して支給しているとのことです。本町は昨年度、会計年度任用職員の契約が4月から1年を理由に、年度内の改定を実施しませんでし

た。今年は実施すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

以上、大きく2点について明快な答弁をよろしくお願ひいたします。

○議 長

寺口理事。

○理 事

それでは、1項目めの1点目、具体的な先進事例の調査研究についてお答えいたします。

現在、調査を実施しております空き家を活用した施策の一例になりますが、空き家改修補助制度と空き家お片付け補助制度になります。

空き家改修補助制度につきましては、空き家バンクに登録された空き家の所有者または利用者が物件を利用する際に改修が必要な場合、改修費用の一部を補助する制度で、空き家お片付け補助制度につきましては、空き家バンクに登録し、賃貸借・売買契約が成立した方の家財撤去の費用の一部を補助する制度でございます。

そのほか、シニア世帯が所有する住宅を子育て世帯に賃貸する場合、仲介手数料やリフォーム費用、家賃等の一部を貸主と借主に補助をする住み替え支援制度や、空き家相談会などの調査研究も行っております。

2点目の豊後高田市の施策導入等についてです。

豊後高田市におかれましては、子育て支援や空き家活用など多様な定住施策に取り組まれておられますことから、これまでに調査を行った経緯がございます。本年10月に議員の皆様と視察研修に伺わせていただくことから、取組状況についてお話を聞きした上で検討してまいりたいと考えております。

3点目の三郷町の補助事業についてです。

三郷町が実施されている補助事業につきましては、定住への一つの施策であると思いますが、全額一般財源であることから検討課題と考えております。

引き続き、他自治体の先進事例の調査研究を行い、国や県の補助金を活用するなど、平群町に適した定住施策を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

山口議員。

○8 番

検討しているということで、特に空き家対策的なことで具体的な、今、話がありました。まず、これ、いつから、実際に検討してるだけなのか、そのうち、今言われたやつはこの議場で発表されたわけですから、当然、実施する方向で

進めてるというふうに私は思いますけれども、いつから実施するのか、それもうちょっと具体的な内容についてもですね、具体的な内容はまだいいですけども、それについて実際にいつからやるのかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたい。

それからね、豊後高田市については、行くので、その後ということです。行かなくても、行かなくてもと言うたら語弊あるけど、財源とかね、いや、行つてから私も一番知りたかったのは財源とか、そのことによる効果とかいうことなんです。ネットで見てるだけだったら、さっきも言いましたように、1,000人規模で毎年ね、人口がもう3万人切ってるんかな、2万何ぼだったと思うんですけど、2万3,000人かそこらまで減ってると思うんですが、その中で1,000人毎年入ってくると。ただ、出て行くのも900人ぐらいあつたりしてですね、ただ、この3年間を見ると、転入のほうが超過してるというのも見て取れます。あそこまでやって、相当お金使ってるんだろうなと思うんですけども、それに対する、転入も多いということで、その結果、人口は毎年減ってる、それは亡くなる人と生まれる子どもの差が、自然の増減が一番多いんですけども、それは平群町も一緒ですけれども、そこでどういうふうにね、例えば歳入と歳出を見た場合どうかと、細かいとこまでは計算できなくても、大まかにどうかというのはやっぱり見ていく必要があると。そういうこともしっかり検討していただきたいね、全部が全部やれということではないですけれども、一つ一つ平群町に見合ったというか、実効性のあるものをですね、検討してやっていっていただきたい。

もう一つ最後にね、三郷の事例は、一般財源全部って、全部一般財源じゃないんですよ。例えばですね、家賃補助は県制度が一部あって、昨年度から、金額は知れていますが、昨年度は60万円県からこの事業、県に合った分についてだけの補助なんですけれども、それがあるということす。でね、何でもかんでも県や国がやってて、それに乗っかるのも大事です。でもね、それだけではね、本当に定住促進で人口の減り具合を減らすとか、そういうことで考えるとね、全然駄目だと思う。

例えばね、人口比較、三郷町と平群町。三郷町は、さっき言った家賃補助は平成26年、2014年からやってるんですね。そのときの三郷の人口が2万3,166人、平群町の人口が1万9,520人。今年4月1日、3月31日、どっちでもいいんですが、その人口がですね、三郷町2万2,225人で、941人のマイナスです。平群町は1万8,064人、1,456人のマイナスです。これね、人口は三郷のほうがここ数年というか、ここ20年、30年ずっと多い。三郷のほうが多いから、本当は減り具合は三郷の多いほうがあれな

んですね。じゃあ、減り方何%かと言うとね、今の11年間で平群町は7.46%減ってるんです、人口が。三郷町は4.06です。ほぼ倍近く違うんですよ、減り方が。これだけ見てもね、隣の町でありながら、家賃補助のことについてほとんど、三郷の、うちの議員からもあまり聞いたことがなかったもんですから、考えてなかったんですが、それだけが原因ではもちろんないんですよ。その他いろんなことがもちろんあるんですけども、それだけ見たって平群町の人口の減り具合がね、大き過ぎるというのが分かると思う。これ、斑鳩も比べれば、斑鳩も同じような傾向が出てくると思う。だから、利便性の問題だけじゃないと思うんですよ。だから、そういうふうに考えた場合、最後のね、町単独事業としてはなかなかしにくいくらいで、それはもう財政問題ばっかり言うからそうなるんですよ。要するにね、けちってばかりで、財政よくならないんですよ、だけでは。もちろん無駄を省くのは大事だけれども、当然、投資も大事なんですよ。そこんとこがうちは抜けてると思うんですよ、町長。投資が抜けてるんですよ。この十数年ずっとね。

本来、だから、特に子どもにお金をかける、若い世代にもお金をかける、そういうことをね、やっぱりやるべき。賃貸については、平群町はずっと少なかったですけれども、今、吉新の駅周の開発の後、駅前周辺にも賃貸住宅が結構出でますし、そういうところ、今、高いんですね、結構、家賃って、若い人たちにとっては。そこにお金を出して、その人たちを今度、平群町の中のですね、住宅も買ってもらったりして住んでもらうという、そういうやっぱり流れをどうつくるかというのも考えないといけないから、今のままでは、今のような消極的な答弁ではね、家賃のほうは積極的にやるというのは分かりましたけど、三郷のこの事例は平群町ではできないみたいな言い方ではね、もう話にならないと思うんですが、その点、町長や副町長はどのように考えておられるのか。最初の点については理事のほうから答えていただければと思います。

○議 長

寺口理事。

○理 事

再質問でございます。まず1点目の、これまで先進地事例等を研究していく中で、具体的に平群町でやろうとしている施策があるのか、また、やるのであればいつからするのかという御質問だったと思います。それにつきましては、まち未来推進室というものが令和4年にできたんですけども、それから様々な先進地事例については調査研究してまいりましたところでございます。毎年毎年、やっぱり空き家の利活用というところがすごく課題になっておりましたので、空き家の利活用をする中で、定住につながる施策がないのかということも検討

してまいりました。予算につきましては、上程もしておりますところなんですがけれども、平群町全体の予算、優先順位、財政状況等も見る中で、これまでの取組といたしましては、国や県の補助金を活用した中で、定住施策、定住促進奨励交付金というものも実施しておりましたし、幸いなことに補助金の補助メニューを模索している中で、少子化対策の補助メニューの中で結婚新生活応援補助金というメニューもございまして、それにつきましては、結婚を機に本当に生活をスタートされる方に上限30万円を支援するというような制度のメニューもございました。また、賃貸につきましても賄えるようにもなっております。また、リフォームについても、補助メニューの対象となっておりますことから、その補助を活用する中で、平群町の定住施策を取り組んでまいったところでございます。

ただ、その補助につきましても、今現在の方針といたしましては、国県の補助金を使ってというような方針で取り組んでまいっておりますが、これ、毎年毎年、やっぱり補助要望する中で、全体を俯瞰的に見る中で、人口対策については、時期とタイミング、また予算との兼ね合いも見ながら、できる施策については積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

2点目の人口についてでございます。人口につきましては、ちょっと10年比でも今、お伝えいただいたところなんですが、これ、直近で言いますとね、令和4年・5年比で言いますと、人口についてはマイナス1.1ポイントだったんです。それは4年、5年の比率です。5年、6年につきましてはマイナス0.6ポイントということで、マイナスの減り幅が少なくなっています。三郷の例をお出しになられましたので、三郷の例で言いますと、4年・5年比がマイナス0.5%、5年・6年比がマイナス0.4%という形になっておりますが、上がり幅につきましては平群町のほうが上がり幅が大きいということになりますので、人数でしますと人口規模も違っておりますので、ペーセンテージで申しますと、上昇については平群町のほうも上昇しておるというところで御理解いただきたいと思います。

また、三郷町の取組についてでございます。一般財源、私、少しちょっとと言葉足らずだったかも分かりませんけれども、三郷町におかれましては、少子化対策の結婚新生活応援補助金も活用されておられます。その上で、その条件を対象外になるものについて町単独費用でやられてるということは承知しております。すみません、言葉足らずで申し訳ありませんでした。ただ、定住施策につきましては、本当にいろんな施策があるんですけども、とりわけこの住宅の施策なんですけれども、それにつきましてはほぼ一般財源で取り組まれてるというような施策がほとんどでございます。ただ、そうだからといってやらな

いのかということではありませんでして、平群町におきましても、本当にその補助メニューがないかどうかということもいろいろ模索する中で、平群町として定住促進策に取り組める事業につきましては、空き家等を利活用して活用していきたいと考えております。

あと4点目についてです。こちらにつきましては、繰り返しの答弁等にもなると思うんですけれども、これまで平群町が取り組んでまいりましたこども園の開設や、本当に学童保育の延長であったり、先駆けた医療費助成の拡充などにつきましても取り組んでまいっておるところでございます。人口につきましても、これまで一つ一つの事業を、子育て施策等取り組んでまいったところなんですが、その一つ一つの事業が重なり合って、組み合わさったことによって、合計特殊出生率につきましても、平成15年から19年が1.03から5年ごとに1.07、1.15、1.22と上昇し、直近の増加率で言いますと、県内では2位となっています。本当に自然増減とかで言いますと、出生率を死亡が上回るというようなこともありますので、その数字で見ますと、自然減等が続いていることになるんですけども、令和元年以降は社会増減、転入超過にもつながっております。転入超過につきましては、転入の多い順位が20代、30代、10歳未満というような順位にもなっておりますので、これまで取り組んできた成果が少しずつ実を結んで、人口減をできるだけ抑えれるような形でなっているものと分析しておりますので、御理解等よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議 長

山口議員。

○8 番

とうとうと成果を言っていただいたんですけどね、ここ直近、確かに社会増減では若干増えているというのは見てます。しかしね、今、ここ二、三年の話されましたけど、じゃあ、何が原因でここ二、三年よくなかった。今いろいろおっしゃったけど、いろいろやってきた総合的なことが、要するに移住者を増やしてることになるのか、じゃあ、何の魅力で来てるのか、その辺分析されてるのかどうかというのは、ちょっとこれは今日でなくていいですけども、しっかり分析してですね、示していただきたい。これはお願いしておきます。

それとね、当然三郷町も一緒ですけど、特に平群町の場合は持家が多いじゃないですか。だから空き家対策という視点でね、空き家もたくさんあるという、その空き家対策ということでのやり方がいいと思う。三郷でいろいろ話聞いた

ときに、定住促進で話聞きに行って、結局、家賃補助とかですね、そういうことを中心に話聞いたんですけど、その担当課はね、そのことで定住促進に役立ってるというあんまり自信が、ないことはないんですよ、もう10年以上やっているから。ただ、あんまり熱心な感じじゃなかった。そのときに、いや、空き家対策もやってるんだと話聞いて、そっちの担当、またそのまま話聞かしてもらったら、そこは自信満々でね、件数も多いし申請も多いし、非常にこの政策は、空き家対策としてやってるんだけども、定住促進に役立ってるというふうにいろいろ話を聞いてると自信満々でした。

今、私、最初に、2回目で聞いた答え言ってないけど、さっき空き家をはじめいろいろこうやるということで、いつからやるかというのは全然答弁なかつたですけれども、その辺もね、平群町のやり方としては私はいいと思うんです。ただ、同時に家賃対策はしないと、そこを入り口にする場合だってあるわけです。初めから空き家に住むというより、若い人たちほどっちはどかというと新しくできた賃貸住宅に最初住んで、そこからということになるんでね。その辺とリンクしたことも考えていただきたいというふうに思うんです。その後のことはもう理念的な話になるから、またいつかできると思いますけれども、最初におっしゃった空き家対策のこれも全部、一定国や県の補助があるみたいな話でしたけど、それについては資料を出してください。ほんで、いつからやるつもりなのか、それだけ答えてください。

○議 長

寺口理事。

○理 事

実際にいつからするのかということの御質問でございます。先ほど私、いろいろこれまで予算要望をしてまいりましたというお話をさせてもらいました。その中で、時期とタイミングを見て、今は補助を活用した定住促進に取り組んでいるところなんですけれども、実際にやれるタイミングが来ましたら、空き家を活用した定住促進策等にも取り組んでいけたらと考えておりますので、いつからということにつきましては、いつということはお答えすることはできないということで御理解お願いいたします。

○議 長

山口議員。

○8 番

町長、どうなんですか。理事、答えられへんて。財政伴う問題ですし、早くやるんだったらもう来年度です。じゃあ、今、もう予算編成そろそろ始めるわけですから、町としては、それを検討してることとは、当然町長もそのこ

とを分かっておられるわけですから、もう来年からでもやる気があるのかどうか、その点、いや、来年は無理ですよということなのか、いや、それも含めて今検討中だということなのか、その点だけ答えてもらえますか。

○議 長

植田副町長。

○副町長

いろいろ人口対策について御提案を頂いております。確かにですね、いろいろ議論をさせていただいてね、我々も本当にその危機感を持っております。これは、これまでも議員からも御指摘を頂いておりますように、特に平成23年頃から平成30年頃まではずっと、要するに社会増減の部分がマイナスになっておったと。それが、要するに令和元年頃から、この5年、6年ぐらいは社会動態がプラスになっておると。このことで、何と言うんですか、トータル的な増減の減り幅が減ってきてる。隣の三郷町と比べても、昨年でしたら三郷町のマイナスが102人で、平群町のマイナスも102人ということになりますので、高齢化率が平群町が40.1%で、三郷町が33.2%ですので、そのことを考えますと、非常に何と言うんですか、その転入転出のほうの転入者が増えておるという、非常にいい傾向かなというふうに思ってます。

ただですね、もちろんこれは、移住・定住というのはいろいろ要因があると思います。やっぱり暮らしやすい町、あるいは、将来にわたって安心して暮らせる、そういうことをいかに発信していくかということになろうかと思ってます。もちろんターゲット層は若者世代ということになります。いろいろね、調査研究もしていきます。他の自治体の成功例、あるいは費用対効果も併せて、平群町の施策としてしっかりと合うのかどうかということを検証していきたい。もちろんこれは単費の施策も含めて考えていきます。そういうことなので、できるだけこれは前向きに考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたい。いろいろ御提案いただきまして、ありがとうございます。

○議 長

山口議員。

○8 番

来年からやるとはなかなか答えられないということで分かりました。どっちにしてもね、そのことについては大いに賛成ですし、具体的にある程度予定が固まれば、もちろん議会にも報告していただけますでしょうし、そのときにもまた議論したいと思いますし、今後も引き続き、この問題については、私だけじゃなくて、議員みんなも一番関心を持ってやってるところですので、引き続きよろしくお願いします。できたら来年からやっていただけるようにお願いし

てですね、この件は結構です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、2項目めの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の正職員についての、本年的人事院勧告による条例改正についてですが、昨年同様に、月例給やボーナスについて、人事院勧告の内容を踏まえ、条例改正を予定してまいりたいと考えています。改正後の給与については、4月に遡っての適用を予定しています。

2点目の会計年度任用職員についてですが、ボーナスについては、令和6年度から会計年度任用職員への勤勉手当の支給を行うことが可能となり、平群町でも支給しております。今回の人事院勧告により、支給月数が0.05月引き上げられたことを踏まえまして、正職員同様に差額支給を行ってまいりたいと考えております。

月例給の4月遡及についてですが、本町といたしましては、これまで同様、実施時期については、その地方公共団体の実情を踏まえて、適切に決定するものと考えておりますので、現行の条例どおり、翌年度からの適用としてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○8 番

ちょっと分からんかったけど、ボーナスについては0.05か月、じゃあ、今年度、多分12月議会で通ればですね、12月支給、12月10日の支給になるのかどうかは別にして、年度内に会計年度任用職員についても上げるということですね。給与については、号給表のあれが変わるわけですが、今、令和7年ですけど、来年令和8年4月からこれまでどおり適用するという考え方と、今の、そういう答弁でしたか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

今、議員のお述べのとおり、0.05月の賞与につきましては、12月末に差額支給をすると。そしてまた、会計年度の方につきましては、来年度、8年度の4月1日から給与上昇分については適用するということでございます。

以上でございます。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

会計年度任用職員について、ボーナスも来年からということ。今年度はもう1年契約やから、1年契約で今年の4月に契約してるから、もうそれはしないという、今までと一緒の答弁なん、それ。さっき聞いたらボーナスだけ上げるみたいなこと言ったけど、違うねんね。

○議 長

分かりやすく言ってください。総務部長。

○総務部長

すみません、12月に0.05月上がる分につきましては、条例改正で上程させていただきまして、可決いただきましたら、12月末に差額を支給しますので、会計年度任用職員さんのボーナス分は12月から適用するということでございます。一般職に準じますので。

以上です。

○議 長

山口議員。

○ 8 番

去年はボーナス支給したん。ボーナスだけは支給したのか。何で給料のほうは1年契約って。だって、別に不利益にならない、利益になるわけだから、別に契約どおりしなくったって、だから6割以上の、もう今8割ぐらいだと思うけど、自治体が会計年度任用職員についても4月に遡及してですね、賃金、給料を上げてるわけですよ。何で平群町はしないの。

もう1個言うと、安堵町はやるらしいよ、生駒郡で初めてかな。斑鳩は去年1月から、だから3か月分だけやね。1、2、3と3か月分だけ、だから遡及してないねん。遡及はしないけども、12月議会で職員のあれが変わったら、それに準じて1月からは上げるということなんやな。これ、斑鳩も多分4月から1年契約で、会計年度任用職員さんでやってると思うけど、これが何ができるのかというようなこともあってね、平群町何でしないの。基本的にね、人材が一番大事でしょう。何やかんや言うたって。

だから、フルで働いてる特に会計年度任用職員さんについてはですね、当然それは遡及してやるべきですよ。財政大変って、そんなんおかしいって。それをやることで、逆に、例えば保育士さんにしたってなかなか来てもらえないというようなことを言ってますけど、そういうことをきちっとしないからじゃないんですか。もちろんそれだけが理由じゃないんですけど。やっぱり働いてる人

を大事にする、マンパワーが一番の住民福祉ですから。働いてる人が機嫌よく、気持ちよく働けるようにするのも町長の仕事じゃないんですか。これも去年もおととしも言いましたけど。何でやらないんですか。理由は何ですか。契約が1年やから、契約は絶対動かせないんですか。ほんなら契約変えたらいいじゃないですか、途中であったって。だって、働いてる人のためによくなることだったら何も悪いことじゃないんだから、やるべきじゃないんですか。だから、やらない理由をもっとはっきり言ってください。よそはやってるけど何で平群町はやらないの。近隣やってるところは少ないみたいです。でも奈良県でも半分ぐらいはやってるでしょう。その辺調べてくれたら分かるやろうけど、何でじゃあ平群町はしないの。で、金額どれぐらいになるのかもし分かれば。やった場合の金額、どれぐらいになるのか分かれば。ボーナスだけは、ボーナスだけやったら知れんねやろうかもわかんないですけど、ちょっともしそれ分かるなら答えて。やらない理由言って。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

失礼します。先ほどの中で、一時金、ボーナスについては、条例改正云々の部長答弁ございましたが、昨年度にこの一時金については、正規職員と同じ期末手当、また、勤勉手当というふうに改正しておりますので、自然と今回的人事院勧告、正職を変えた場合は、会計年度任用職員も適用されるという意味です。現条例では、先ほどから言ってますとおり、月額給の部分については、その部分の条例改正は翌年度から適用する。もし正規職員部分の給与改定があった場合は、翌年度から適用するという現行法の話でございますので、その部分を補足させてもらいます。

○議 長

山口議員。

○8 番

それはそれでいいです。そしたら、条例変えたらいいじゃないですか。国からこんなこと言ってきてるわけでしょう、さっきも紹介したけど。正規職員と同じように扱いなさいと。じゃあ、何で変えようとしないんですか。まだ時間あんねんから、12月に変えてですね、適用すればいいんじゃないですか。町長、どうなんですか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

なぜ遡及をしないのかということですけれども、議員の質問にも書いていただいてますように、確かに国のはうでは、常勤職員に係る取扱いに準じて改定することを基本としてというような形で書いてます。そういう中で同時に、国のはうでも会計年度任用職員の事務処理マニュアルというものがございまして、そういう中で、実施時期については国の取扱いを参考にしつつ、各地方公共団体の実情を踏まえ、適切に決定することとされているといった部分でございます。そういう中で、平群町の地域的な実情というのを先ほども述べさせていただいてますけれども、昨年来から財政面、雇用面といった部分もございます。

そういう中で、やはり県内の状況も議員お述べのとおり、令和6年度は50%の自治体がしていて、50%がまだできていないというような状況でございます。そういうあと事務面とか、そしてまた、確かにマンパワーなので、会計年度の皆様方にもそういうこともありますけれども、また一方で、年度途中で増えることによって、扶養から外れて働く機会がちょっと減って、事務に影響を及ぼすという、そういう事態も想定されることもございます。そしてまた、会計年度の遡及事務というのは、会計年度任用職員さんは事務時間がすごく皆さん複雑で、様々な任用形態がございます。そういう中で、既に退職された方もおられますんで、そういう中でそういう事務の部分もやっぱり整理をしていかないといけないといった部分、そういういろいろな部分を実情として踏まえてですね、今回は4月からの遡及としていくといった方針、今現在ですけど、今のところ、4月からの遡及をしていきたいというような形で考えております。

そして、もし会計年度の方を今回4月から遡及した場合につきましての影響額は2,400万円でございます。正規職員の影響額につきましては4,000万円で、両方で6,400万円、12月の賞与の差額分につきましての影響額は約400万円というような形で見込んでおります。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○8番

いろいろ言ってるけどね、ここ2年前からの話やから、変えよう思ったら変えられたんですよ。今いろいろ言って、本人、じゃあ、扶養を外れる金額になるから困りますというの、ようけ、多くの人がそんなこと言ってんの。そこも含めてね、調べも何もせんとやね、そんな声も聞いてないでしょう。今度また法律変わるじゃない。今回は初日に変わって、来年1月1日から適用やから、

来年についてはですよ、もう既に 103 万円の壁がなくなるわけでしょう。あれは学生中心やけど、全体的にももうちょっと上がるわけでしょう。だから、そういうことも含めてね、じゃあ、それ 1 回調査してくださいよ、それ。超えたら困るという人がどれだけいてるのか。

もうこれ以上言いませんけど、どっちにしたってね、ちょっとね、あまりにも働いてる人に対して敬意がなさ過ぎる。ほんと、国のええとこだけとってやね、自分らええとこだけとってやで、自分たちの都合の悪い、やりたくないことには、そういうただし書がありますって、何やねん、それ。そんなんありか。正職員の自分たちは全部上げるわけでしょう、当然のことながら。一緒にすればいいじゃないですか、何も。お金ないわけじゃないでしょう、今の 2, 400 万円か。と私は思うんです。もうこれ以上言いませんけれども。どっちにしても、本当に、12月議会でこれ出すんでしょうけども、もう 1 回考え方直してほしいということはお願いして、私の一般質問はこれで終わります。

○議長

それでは、山口議員の一般質問をこれで終わります。

暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 11 時 32 分)

再 開 (午前 11 時 35 分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号 5 番、議席番号 4 番、長良議員の質問を許可いたします。長良議員。

○4 番

発言番号 5 番、議席番号 4 番、長良俊一です。議長の許可を頂きましたので、一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

令和 7 年も 9 月になり、夏の日差しも少しずつ和らぐ時期となりました。しかしながら、今年度の夏空は、線状降水帯の発生など、気温、降水量は観測記録を塗り替える状況が続いている。

先般、令和 6 年度平群町政策基本体系の執行後における政策評価も終わり、令和 7 年度も半年が過ぎ、令和 8 年度の準備も徐々に始まる時期となりました。平群町は、公共施設などの老朽化対策が急務で、解決していくためには、たく

さんの情報収集に励み、他の市町村の良いところを学び、本町に置き換えて考えていくことが重要と感じています。『皆様とともに輝く「へぐり」の未来を創る』をベースに進めていると考えますが、その観点を考慮し、お尋ねいたします。全部で4点です。

1、部活動改革について。

中学校経営は、昔ながらのスポコン、熱血指導なども影を潜め、部活動改革、先生方の働き方改革を考える時代となりました。毎定例議会で、部活動改革について質問を重ねてきました。他の市町村などは、地域移行に当たり、環境整備の一環として、学生指導者を養成・確保、検討委員会を設けるなど、徐々に進んでいるようです。先般の一般質問で、一定の方向性を示すとのお答えを頂きました。進展をお聞かせください。

続いて2点目です。多様化する子どもを受け入れる学校施設についてです。

社会環境の急速な変化は、多様な背景を持つ子どもたちを生み、学校教育においては、一人一人の個性を尊重した学びや、選択肢のある学び方を展開することが求められています。このため、学校施設自体も障がいの有無や国籍に関係なく、全ての子どもが等しく学べる教育環境へと質的改善することが必要になっています。そんな時代のニーズに応え、共生社会を学ぶ場となる学校施設づくりに向けた取組をお聞かせください。

続いて、3点目です。学校防犯対策について。

学校は、子どもたちが安全・安心して過ごせるよう、訪問者を管理する安全管理対策を図り、犯罪の機会をなくす必要があります。しかも、教職員の責任は校内だけでなく、登下校時の安全確保まで及びます。危険箇所の可視化と地域連携による対策が必要と感じます。本町の現状と実践をお聞かせください。

続いて4点目です。これからまちづくりについてです。

長年、地域社会を支えていた町内会、自治会が岐路に立たされています。防災や犯罪面などから活性化に取り組み、運営を効率化する動きがある一方、高齢化による担い手不足で解散に追い込まれる例も少なくありません。これからの地域コミュニティーをどのように進めていくべきと考えますか。指針をお聞かせください。

以上、4点です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員の御質問の1項目めの部活動改革についてお答えをします。

本町における令和8年度以降の休日の部活動の在り方については、国作成のガイドライン及び奈良県作成の地域クラブ移行への手引きからの情報を基に、他の自治体の取組状況等について情報共有し、制度化を進めてきました。次年度4月からの休日指導者の確保を最優先課題に捉え、教員へのアンケート結果を基にヒアリングを実施するとともに、教員以外で指導をお願いできそうな方々とヒアリングを重ねるなどしたところ、現在、中学校で活動している部活動種目に関して、ある程度の見通しを立ててころまで来ました。ただ、最終確認等、もう少し時間が必要な状況でございます。

本町の休日の活動の形態ですが、生徒は地域クラブと呼ばれる団体に所属し、このクラブの指導者による指導を受けます。形態は、次の2パターンを基本とします。

まず、1点目です。総合型地域スポーツクラブ、くまがしクラブに本町が委託し、運営される地域クラブで活動する。二つ目としまして、1、今申し上げた以外にですね、当教育委員会が認め、委託した地域クラブで活動する二つです。

また、地域クラブでの活動には指導者謝金など運営経費が必要となり、これに対する受益者負担が原則となります。金額や徴収方法について、まだ検討中でありますので、決まり次第、保護者の方々に周知してまいります。

なお、平日の活動は、今後しばらく中学校の部活動として実施することとなります。ただ、近い将来、平日も地域移行化を進めていくことを視野に入れた際にですね、現在、本町内には専門の競技として活動されているクラブチームや、くまがしクラブが開設されている各種運動や文化教室など、他の活動機会を活用して、子どもたちが自らの意思で選択し、取り組んでいくことへと広がっていきます。

については、地域での活動の機会や専門的な指導を受ける機会の見通しができる種目の中から、令和8年度からの中学校での部活動の部員募集は行わないこととし、地域移行化を進めてまいります。なお、このことは、今後、本中学校生徒数の減少傾向が見込まれる中、単独のチームとして公式戦等に出場することができていない種目が実際にあり、今後もそのことが予想される点も視野に、本町の部活動数の適正規模化を見据えた判断も含めております。今後、最終確認ができ次第、現中学校2年生・1年生生徒及び町内小学校6年生児童、そして保護者の方々への周知、説明へと進めてまいります。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○ 4 番

御答弁ありがとうございます。言い方は厳しいかもしませんけども、やつとここまで来たなという感覚です。先生方も今までのやっぱり教育活動の中で、部活動と完全に切り離してこれから進めていくという形になると思います。例のとり方はちょっと下手かもしませんけども、小学校や中学校の子どもたちの給食の徴収していただいている受益者負担の原則じゃないですが、それ以外に、町行政はいろんな形でお金を、予算を取って、その事業を守ってきてます。だから、この令和8年度までの地域移行を視野に入れて、やっぱり受益者負担の原則というのは計画期間が必要ですね、いい形で進められるように探求し、ほかのところの地域の人たちとのバランスを考えてやってもらわないといけないと思う。

また、今、くまがしクラブじゃないですけども、バスを走らせて送っていたい、夜暗くなってから子どもたちが順番に自分たちの家の最寄りのところへ順番に降ろしていく、そういったやっぱり公共的なバスを使って、安心・安全、見守りを続ける、そういった事業経費もこれから考えていかないといけない時代に來たと思います。できることならば、いろいろな、ほかのもっともつと地方でやられてるスタイルを勉強していただいて、平群町のスタイルに合ったものをやっぱり考えて提案してやってほしいです。

最後に1点だけ答えてほしいんですけども、現中学校2年生、1年生及び小学校6年生まで、保護者に説明してもらうというふうに言っていただきました。僕も教育長に答弁以前いただいたときに、小学校5、6年生までね、親にこれから中学生になったときに子どもたちをお預かりするとしたらこうですよと教えてやってほしいと。だから、小学生のお父さん、お母さんにも知らせてほしいと、それ、提案させていただきました。今、くまがしクラブは、保育所の子や幼少の子から体育館でサッカーをしたりね、いろんなことをしています。子の親は送り迎えにくまがしクラブにたくさん来てくれてます。できることならば、小学校の子どもたちの親御さんに、皆さん、令和8年度から大きく変わりますもんで、こうやって変わりますよと周知徹底してやってほしいんです。

それ、してあげてくれるかどうかだけ、最後お答え願えますか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

小学生6年生の方への周知ということで、これは先ほど答弁もさせていただきましたが、保護者の方々を含めましてですね、説明する場を設定したいというふうに考えております。

以上です。

○議長

長良議員。

○4番

ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひします。今、インターネットでいろんな形で平群町はホームページでいっぱい発信できる可能性を準備できています。できることならば、よそよりも頑張ってることを見せられるように、ホームページにもいろんな形でアップしてやってください。お父さんやお母さんは、今、僕らは携帯をぱっと見ていろんな情報を収集する時代になりました。できる限り、親は子どもがかわいいから、安心・安全でお預けできる環境が整ってるということを知れば、もっともっと町を当てにしてくれると思いますので、この部活動を契機に、こどもまんなか社会実現のためにもしっかりした指針で進めてやってください。どうぞよろしくお願ひします。僕のこの件についてはこれで結構です。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員御質問の2項目めの多様化する子どもを受け入れる学校施設についてお答えをします。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に当たっては、障がいのある子どもとない子どもや、国籍など多様な背景や特性に関係なく、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、子どもの自立と社会参加を見据え、多様で柔軟な仕組みを整備し、教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を提供することが重要であると捉えています。

障がいのある子どもたちが入学する際には、合理的配慮として、学校生活を送る上で妨げとなる障壁を可能な限り取り除く必要があります。このため、保護者や学校と連携し、特別支援教室を設置するとともに、段差の解消や身体障がい者用トイレ改修などの整備を行っております。また、日本語でのコミュニケーションが苦手な子どもが入学する際には、コミュニケーションが可能な言語が話せる教員を配置することで、きめ細かな支援を行っております。

今後も引き続き、財源の確保に努め、共生社会の実現に向けた環境整備を進めてまいります。

以上です。

○議長

長良議員。

○ 4 番

御答弁ありがとうございました。今、関西万博が開催されてる中でね、やっぱり異国の文化が日本にだんだんだんだん、今まで以上に入ってくる時代になりました。僕も平群から大阪へ行ったら、やっぱり電車に乗っても外国人たち、たくさんすれ違います。今、平群町でも三つの小学校の子どもたち、平群中学校もそう、やはり異国の方々の子どもたちをお預かりする、そういう時代に平群町もありました。僕は日本語と英語と、英語も全然分からない人間ですけれども、今、平群町の教育部門はALTで英語の教員の先生を入れてくれたり、保育所にも英語の先生が通ってくれて、いろんなコミュニケーション、異文化に慣れやすい、そういう子もたちの環境整備に努めていただいてます。しかしながら、今、日本語と英語だけじゃやっていけない時代が見え隠れする平群町になりました。できることならば、安心・安全で、ぱっと子どもたちもね、毎日笑顔に暮らしてやれるようにしてやってほしいなと思いますけれども、予算的なこともあると思いますんですね、どういった形でこれから取り組んできて、もしものことがあったときにこうやって対応するんやというふうな形だけ、必ず心がけてしてるんだということだけ、僕、教えていただいたら親として安心するんですけども、いかがですか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

今おっしゃったのはですね、英語以外のことということかなと思うんですけども、現在もですね、英語以外にも、それ以外のモンゴルであるとか中国語、ポルトガル語、スペイン語、この辺の子どもさんもおられるというふうに聞いております。これ、県のほうでそういう事業がございまして、補助も活用しながらやるんですけども、やはり急に来られた場合にですね、話せる人材確保が物すごい難しいと。これについてはできる限りは対応していくつもりはしておりますので、議員おっしゃるとおりのような対応は取り組んでいきたいというふうに考えてます。

○議 長

長良議員。

○ 4 番

無理やり言わしてるように申し訳ない。多国籍化される時代になってきました。平群町もいろんな形で、電車でもそうです。日本語も中国語も韓国語も、いろんな形で掲示板、平群町の掲示板もいろんな形でね、外国の言葉をちゃんと提示してる。でも、やっぱり子どもたち、やっぱり言葉が通じひんと、大分

不自由で気の毒やなあと。子どもたち同士やつたら時間とともに仲よくなっていくんだろうけども、やっぱりその国々で生まれてきた子どもたちの習慣を知ることも我々の勉強やと思います。また、食べることだって体に合う、合わんとか、今までの食生活のリズムがあると思うんです。教育部門としてね、やっぱり給食も、やっぱり子どもたちのことを考えてやらないといけないし、それやつたらこうやっていろんな形でメニューを考えて、こうやって用意してるんですよというような形でね、お預かりする以上、責任持って提示できるだけ、また準備してやってください。

どんな形であろうが、やっぱり子どもを預かって、次の扱い手にね、つなげる。これは大人の使命ですから、すみませんですけども、自分の日本的な感覚以外のことを、逆も真なりということだけ忘れることなくしてやってください。どうぞよろしくお願ひします。僕はこの件についてはこれで結構です。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員3項目めの学校防犯対策についてお答えをします。

近年発生した学校内での不審者による事件では、教員が切りつけられるなど、学校における不審者対策の強化は喫緊の課題と認識しております。学校内の防犯対策については、昨年度、平群北小学校、平群南小学校に不審者対策として、正門等に防犯カメラの設置、また、更新を行い、防犯対策の強化に努めております。

子どもたちの登下校の安全確保については、学校保健安全法では、教職員に責任が及ぶものではないとされており、学校においては、児童・生徒等の安全の確保を図るため、保護者との連携を図るとともに、地域の実情に応じて警察署や地域の団体や住民と連携を図るように努めるとあるため、本町では、学校と地域の方々が一体となって子どもたちを育む環境づくりを進めるため、学校・地域パートナーシップ事業を実施し、地域ボランティアと連携し、登下校時の見守り体制の構築を行っており、現在、横断歩道等の立哨を行っていただいております。

また、教育委員会としましても、引き続き、警察や府内の関係部署等との連携により各学校での取組を支援するとともに、地域の課題を把握、共有し、解決を図っていくことにより、学校を中心とした地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

長良議員。

○4 番

御答弁ありがとうございます。この3番目の防犯対策については、なぜこの時期にしたかというと、次の令和8年度に向けて予算化してもらって、見守りという意味でも、防犯体制が大事だという自分の私見からです。なぜかというと、犯罪が多発化してね、加えて、防犯カメラで犯人を追うというシステムが今、やはり、こうやってするんやなって。また、抑止力になる、そういう意味でも防犯カメラって必要やなとつくづく感じます。

また、こうやって学校・地域パートナー事業で、今日も10時からですか、平群小学校で会議してくれますよね。それと一緒にでね、やっぱり、学校、門出て、子どもたち集団で帰っていって、ぽとぽとぽとと各家に入っていく中に、ところどころで人生の先輩方がね、夕方でも朝でも立哨してくださる。それは朝でも、車やバイクがぴゅーっと来たときに子どもたちを制止したり、車を制止することによって、見守りや安心、つながりができる。そういう意味で、この平群町にとっては、やっぱり子どもを中心に人生の先輩方がね、こうやってこの町を守るんだという意味でやっていた大いにすると、僕は安心して、すごく喜んでいます。これが1万8,000人の町の人たちを協働の中の中心に、また、次の時代の担い手がここで暮らしてよかったですなど、あったかい町やなと思ってもらえるように、そういう意味を巻き込んでほしい。そういう意味で今回、この3番目の話を例にしてお願いしようと思ってさせていただきました。

人生の先輩方、仕事を終えてゆっくりされてる方も、玄関から出てきて子どもたちが和気あいあいと帰ってる姿をね、見届けて元気をお互いね、する。これ、本当に我々にとって大事なことやと思う。そういう意味も兼ねて、学校というのは避難所も兼ねてる以上、いろんな人たちに出入りしてもらって交流する、憩いと言ったら怒られるけど、協働する中心だと思う。そういう意味でも、しっかりした防犯体制の中で人をちゃんと見てもらう。そういう意味で、これ、1回質問させていただきました。どうか次につながる施策を取つていただけますようによろしくお願いします。この件については僕はもう再質問ありません。どうもよろしくお願いします。ありがとうございます。

○議 長

寺口理事。

○理 事

それでは、4点目の地域コミュニティーを進めていくべき指針についてお答えいたします。

全国的に高齢や共働きで自治会の役員ができない、地域とあまり関わりたくないなどの理由で自治会を脱退されたり加入されない方が増えていることは認識しております。

町といったしましては、加入促進及び脱退の抑制に向けて、災害時の地域共助の重要性や自治会の重要性を広報紙やホームページ、自治会の役割に関するチラシの配布等により取り組んでおり、特に地域コミュニティーとして自治会運営を行うための指針は設けておりません。

今後におきましても、自治連合会や各自治会と連携を取りながら、地域コミュニティーの重要性を伝え、協働によるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

長良議員。

○ 4 番

御答弁ありがとうございます。これは8月の中旬に読売新聞に載ってた紙面を参考に質問させていただきました。日本全国1万8,000人の町はたくさん例があります。やっぱりその中でね、先ほどの話じゃないんですけど、もう自治会要らん。でも、こうやって防犯やいろんなところで言うたら、やっぱり自治会必要や。その悩みを抱えている市町村、自治会、たくさんあるんだなと新聞で見かけたので、平群町はどんな自治会もあるけれどもね、いろんな形で対応させてもらうと。見放すことなく、自治会は自治会でやってくれと、こんなことは言わない。事実、ごみを出したくてもごみを持っていけないような独居の方やったらね、ある程度のちゃんとした審査を終えて、認定を頂いたら、ごみ収集車は玄関先までごみを取りに行ってあげてくれる。平群町はそういうちゃんと事業してくれてるんです。だから、僕みたいに越木塚の旧大字、本当に一つの自治会で30軒しかないような本当に限界集落にあっても、出会い仕事でみんなでその地域を守る。でも、やっぱりその役割を果たせない、やっぱり病気やけがをされてる人に無理強いをするわけにいかんけれども、これから先、いろんな気持ちでベッドタウンに住まれてきた方らの多様化した意見をね、集約しながら、自治会として防犯やいろんな形で進めていく中で守っていけるように。

広報一つもそうです。なかなか、自治会入ってへんかったら、広報あげられへんとかある中で、ぜひとも皆さん前向きに取り組んでもらえるような発信をしてやってほしい。多様化するからこそ、皆さんの意見は尊重せざるを得ないのはよく分かるけれども、そう言いながらもやっぱり自治会にちゃんと加入し

とかなあかんなと思ってもらえるような役場づくりをしてやってほしい。それをお願いするために、今回、9月議会、これを取り上げさせてもらいました。

次、令和8年度に向かって準備が始まると思いますけれども、いろんな形で事業をしていただいてると思いますけれども、前向きになってるということだけ発信してやってほしい。町民の方も、じゃあしゃあないなと、寄ってくれると思う。ごみ事業もそうです。始まるんです、これからいろいろ。その住民のために、出前講座じゃないですが、役場はいつでも皆さんの中のほうを向いてますよというようにだけしてやって、協働を忘れることなくしてやってください。

僕は9月はこういったテーマで取り組みました。役場もいろいろあると思いますけれども、前向きに進めていきますようによろしくお願いします。

僕の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、長良議員の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延会（午後0時04分）